

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021261, 07-003

③ 施設の情報

名称：嘉麻学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：占部 陽一	定員（利用人数）：50 名
所在地：福岡県嘉麻市漆生 2347 番地 1	
TEL：0948-42-0309	ホームページ：なし
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 30 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会	
職員数	常勤職員：33 名 非常勤職員：4 名
有資格職員数	（資格の名称） 栄養士 1 名 保育士 17 名 調理師 1 名 精神保健福祉士 1 名 正看護師 1 名 児童指導員 6 名 医師（嘱託医） 1 名
施設・設備の概要	（居室数）56 室 （設備等） 心理棟、管理棟 住宅等 A・B・C 棟 一時保護専用施設 D 棟 地域小規模児童養護施設 グラウンド、砂場、 倉庫、駐車場

④ 理念・基本方針

■理念■

【法人】

笑顔で答える地域ニーズ、働きがいのある職場づくり

【施設】

社会的養護を必要とする児童及びその家庭への質の高い自立支援サービスを目指します。

1. 児童に対して：安全で安心な環境のもと、その最善の利益に向けて支援します。
2. 家庭に対して：子育ての悩みに寄り添いながら、親子関係構築支援に取り組みます。
3. 地域に対して：地域における子育て支援に参画・参加し、地域福祉の推進に貢献します。

■基本方針■

【法人】

（法人）：「ご縁に感謝」をモットーに、誰にでも誠実な社会福祉法人を目指す。

（地域福祉）：地域から必要とされ、なくてはならない法人を目指す。

（スタッフ）：明るく笑顔溢れ、お互いを尊重し創造性のある職場環境に重きを置く。

（サービス）：多種多様なニーズに対応でき、迅速なサービスの提供を目指す。

（利用者）：気遣いとおもてなしの心を第一に自ら歩み寄りベストを尽くす。

【施設】

1. 私たちは児童及びその家庭の自立を支援することで、社会的使命を果たします。

・入所児童への自立支援だけでなく、地域の要支援児童に対する虐待予防にも取り組みま

- す。
2. 私たちは利用者の意向を尊重した質の高い福祉サービスを提供します。
 - ・福祉サービスという仕事を担っている責務を常に念頭に置き、専門性を高めていきます。
 3. 私たちは組織・チームとして利用者の支援にあたります。
 - ・限られた職員数と労働時間の中で、組織として成果を上げるために創意工夫を図ります。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・児童一人ひとりの進路の幅を広げるため、大学と連携したキャリア教育の実施と個別支援の充実。
- ・令和3年度に地域小規模児童養護施設を開設し、進学を希望する高校生児童に特化した自立支援の取組。
- ・協賛企業と連携したICT学習支援の活用及び日常的な利用方法の工夫改善。
- ・グループウェアを活用した業務管理と情報共有による業務効率化の促進。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年7月27日（契約日） ～ 令和5年3月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和1年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 施設の生活環境について

施設全体で、理念、基本方針が浸透しており、子ども達一人ひとりが大切な存在として受け入れられ、子ども達のニーズに合わせた、その自立を促す支援が実施されています。

小規模化の導入と、令和3年に地域小規模児童養護施設を造られており、一般家庭に近い環境で、子ども達を養育するために、子ども一人ひとりの個室があり、食事作りも各棟で行われており、その様子を子ども達が、見て、聞いて、匂いを感じ、時には手伝うことにより、季節感を味わい、心身共に健やかに育つ支援をされています。

2. 養育・支援のニーズの多様化に伴う柔軟な対応について

子ども達を取り巻く環境の変化に対応され、一時保護専用施設では、児童相談所と連絡・調整を行い、児童虐待への対応や緊急時の児童の受け入れも積極的に行われています。

3. 感染症対策について

本館と地域小規模児童養護施設での感染症対応マニュアルを策定しています。策定については、嘱託医と相談し医師の指示のもと、社会情勢に合わせて適宜マニュアルの見直しと変更を行い、パソコンのネットワークシステムでいつでも確認できるように取り組んでいます。

医療機関主催の感染症に関する研修会に年2回参加しています。看護師より、子どもたちに感染症で気を付けることを伝えています。施設の水道の蛇口を非接触型に交換し、体温測定機、ウイルス除去空気清浄機等を各棟に設置して感染症予防に取り組んでいます。

4. 子どもを信じて見守る姿勢について

生活の決まりは、朝起きる時間や朝食の時間、宿題、入浴のタイミングなど、子ども一人ひとりのペースや時間に合わせて柔軟なスケジュールとなっています。子どもから歌やダンスの練習をしたいとの要望が上がり、子どもたちが主体となり、生活習慣の確立の約束事やルールを職員と決めています。小遣いの使用については、4年生以上は公共交通機関の時刻の検索から、外出の計画を立てて、子どもだけで買い物に行けるよう取り組んでいます。

大学受験のための公共交通機関の練習を繰り返し、当日は子どもを信じて見守る体制をとるなど、主体性を大切に支援しています。

5. 学習・進学支援について

子どもの基礎学力向上を目的に職業指導職員を1名配置して、高校、大学進学を目標に力を入れて取り組んでいます。基礎学力向上のために、前学年の学習内容に戻って、ゲーム感覚、動画を取り入れた教材を導入し、苦手意識を持たないように支援しています。学校からの連絡帳で、その日の出来事や頑張ったこと、学習面でフォローして欲しいことが記載されており、細かい情報を拾い上げて、それぞれの子どもに応じて支援しています。

職業指導員が中心となり、学生生活シミュレーションとして、給与・生活費など具体的な金額の資料を作成して選択肢を提示しながら、進学について話を行っています。近年は、国立大学や私立大学へ進学した子どもについて、進学資金に乏しく、経済観念や生活習慣が不安定な子どもを措置延長して支援しています。

◇改善を求められる点

1. 地域住民・関係機関への周知について

法人、施設の理念・基本方針は周知されているのですが、ホームページが立ち上げられていない状況です。事業計画や決算報告等施設の情報を開示し、開かれた施設として整備に期待します。

2. 事業計画の策定について

中・長期計画の策定と事業計画の実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない状況です。中・長期計画は、施設の目指す方向を示す重要な計画です。また、事業計画は、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが機能して初めて、生きた計画になります。まずは、中・長期計画を早期に策定されることを期待します。さらに、社会情勢や子ども達のニーズに対応した事業計画策定に期待します。

3. 質の向上に向けた組織的な取組について

職員の質の向上に向けた体制への取組が不十分のようです。「期待する職員像」は、ある程度明確にされていますが、明文化には至っていません。職員一人ひとりの育成にむけ、まずは、「期待する職員像」の明文化と職員への周知が望まれます。また、職員各々の目標に関しては、目標期限を明確にし、目標を数値化するなど、評価の行いやすい工夫も必要です。さらに、個別面接など、細やかなコミュニケーションをとりながら、進捗状況の確認も期待します。

4. 標準的な実施方法の見直しについて

養育支援の実施方法が文書化され、子どもの尊重や権利擁護、プライバシーの保護に関わる姿勢が明示されています。標準的な実施方法については新人職員のOJTやメンター・メンティ制度を導入し、中堅職員が指導しています。標準的な実施方法の積極的な活用と、実施方法にもとづいて実施されているかを確認する仕組みの整備が必要です。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審するのは今回で4回目となりました。今回の受審結果を全職員で真摯に受け止め、「特に評価の高い点」は施設の強みとしてさらに伸ばし、「改善を求められる点」については、全職員で共有し、優先順位を決めて計画的に改善に取り組んでいきます。

また、社会から求められる施設のあり方をしっかりと認識・推進し、地域や関係機関から求められる施設を目指していきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
＜コメント＞ ○理念や基本方針は、入職時に理事長が直接説明されています。4 月 6 月の職員会議でも、全員に周知されていますが、継続的な取組とはなっていない状況です。パンフレット等にも記載されていますが、子ども達にも分かりやすく説明を行い、さらに保護者にも周知される取組を期待します。 ○次年度、立ち上げられる予定のホームページでも、分かりやすい周知を期待します。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ ○地域の児童相談所との会議や養護施設協議会に参加され、支援を必要とする子ども達に関するデータの収集はされていますが、分析とまでは至っていない状況です。法人内にある別の施設と協同して分析されることを期待します。 ○施設の経営状況については、年に 2 回税理士などの専門家を招いて、把握・分析されています。 ○先進的に行われている、一時保護専用施設については、今後ニーズの高まりが予想されるため、より一層の対応を期待します。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
＜コメント＞ ○管理職や法人役員は、経営状況や改善すべき課題を把握され、職員にも周知されていますが、具体的な取組は実施されていない状況です。経営課題や財務状況については、福岡県社会的養護推進計画に則って見直しを図っていく予定ではありますが、検討課題を職員間で共有し、意見を出し合う場を設ける等組織的な取組を期待します。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント> ○社会的養育推進計画は策定されてありますが、中・長期計画は策定されていません。中・長期計画は、職員に目指す方向や目標を示す上でも重要ですので、なるべく早い時期の策定を期待します。 ○地域ニーズに基づいて、具体的な数値を盛り込み、明文化されることを期待します。		
5	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○単年度の事業計画と収支計画は、策定されていますが、中・長期計画が策定されておらず、目標や内容が数値目標化されていないため、単年度の具体的な目標が立てにくい状況になっています。中・長期計画を踏まえ、さらに収支計画も反映した、具体的な計画の策定を期待します。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	c
<コメント> ○事業計画は、職員参画のもとで策定されており、各部署の担当者会議で実施状況を把握されていますが、見直しの時期や手順は、定められていない状況です。運営会議等で組織的に対応し、職員に周知されることが望まれます。		
7	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○事業計画の内容は、行事予定等の資料の配布や掲示を行い子ども達には、わかりやすく説明されていますが、全員に周知されているとまでは言えない状況です。今後の取組が期待されます。 ○現在、保護者会は実施されていませんが、事業計画については、資料を郵送されています。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○養育・支援の質の向上を目指して、自己評価チェックリストで点検が行われています。 ○自己評価や第三者評価受審の反省会や話し合いの場は設けられていますが、分析・検討が充分ではありません。さらなる質の向上の為に、組織的な取組が期待されます。		
9	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> ○第三者評価の結果については、職員会議などで報告がなされ、課題の改善に向けて検討されていますが明文化がなされていません。計画的な改善を行うためにも、組織的な仕組作りを期待します。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設長の責任と役割が、事業計画に明記され、会議や研修を通じて、全職員に周知されています。さらなる、周知を図るためにも、広報誌やホームページでの明示を期待します。 ○災害時や緊急の際に、迅速な対応を行うために、施設長不在時の権限委任等の明文化が望まれます。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は、積極的に法令順守・労務管理研修に参加されており、その理解にも努められています。 ○法令順守について、全職員に研修は実施されていますが、具体的な取組とまでは言えない状況です。施設独自の規定の策定や担当者・担当部署などの整備が望まれます。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○施設長は、支援の質の向上に目を配られ、不登校児童等の案件についても、職員会議で情報を共有し、学校との調整を行うなど組織的に対応されています。 ○将来的な自立をスムーズに行うため、地域の中に、一軒家を借り、高校生・大学生を対象とした地域小規模児童養護施設を行うなど、多様な子どものニーズにも対応した、新たな取組にも力を入れられています。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は、労務管理の研修会に参加されるなど、業務の効率化や改善に向けて、主任等と協働し取り組まれています。具体的な取組とまでは言えない状況です。 ○全職員がコスト意識を持って業務を行えるような体制作りが期待されます。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○養成校や専門学校を訪問されるなど、新規開拓を行い、福祉人材確保に努力されています。実習生も多く受け入れられており、就職につながるよう取組をされています。 ○変則的な勤務時間という事情もあり、福祉人材の確保や育成が難しい面もあると思いますが、具体的な育成計画を策定されるなど、法人全体でより効果的な取組を期待します。		

15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○法人基本理念や基本方針に沿った「期待する職員像」がある程度明確化されており、施設長が面談されるなど、一定の基準に基づいて評価されていますが、明確に周知されているとまでは言えない状況です。 ○人事考課制度やキャリアパスなど、組織的に取り組まれることを期待します。		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○定期的に主任が窓口となり、職員の就業状況や意向を聴取され、勤務体制に反映されています。有給休暇の取得しやすい、体制にも配慮されています。 ○働きやすい職場づくりに向けて、人材や人員体制に対する具体的な計画を策定されるなど、さらなる体制づくりを期待します。		
Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<コメント> ○職員との個人面談は行われていますが、個別の目標までは設定されておらず、計画的な一人ひとりの目標管理が行われていません。 ○支援の質の向上のためには、職員一人ひとりのモチベーションが大切です。全職員の目標を設定され、その目標に近づけるよう、育成に向けた取組を期待します。		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> ○「期待する職員像」はある程度明確化されていますので、明文化が望まれます。 ○職員の研修計画は策定されており、内外の職員研修にも参加させていますが、見直しは実施されていない状況です。効果的な職員育成のためにも、見直しや評価が期待されます。		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<コメント> ○教育や研修の機会は、確保されており、職種別研修も行われています。勤務調整を行うなど、研修に参加しやすい職場環境にも配慮されています。 ○階層別研修とテーマ別研修は、定期的には行われていない状況です。今後、研修の充実を期待します。		
Ⅱ－２－（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○実習生等の養育・支援の専門職の、研修・育成マニュアルやプログラムは整備されており、適切な対応をされているようですが、基本姿勢の明文化がなされていません。早期の明文化を期待します。 ○指導者に対する研修体制が充分ではないようです。福祉の人材育成は、社会的責務の１つです、実習を効果的に行うためにも、指導者に対する研修体制が望まれます。		

Ⅱ—３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—３—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—３—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<コメント> ○定期的な広報誌は作成されておられず、ホームページも作成予定段階です。養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るためにも情報を公開する必要があります。運営の透明性を確保するためにも早期の作成、公開が望まれます。		
22	Ⅱ—３—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○施設における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知されており、内部監査も年２回実施されています。 ○顧問税理士による外部監査を受け経営改善に取り組まれています。各種規程にそった業務が実施されているか、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか等施設の実情に合わせた検証も重要と考えられます。より公正かつ透明性の高い事業運営のため、弁護士や社会保険労務士等その他外部の専門家による監査にも積極的に取り組まれることを期待します。		

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> ○地域の挨拶運動や清掃活動に参加され、子どもと地域との交流を図られており、子ども会との交流等も検討されています。今後、明文化されることを期待します。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○大学生の学習ボランティア等の受け入れは行われており、マニュアルも整備されています。登録手続きや事前説明も実施されていますが、ボランティア受け入れに関する基本姿勢や、学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化はされていません。今後の取組を期待します。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○地域の学校や地元の社会福祉協議会、児童相談所と密に連携を図られており、社会資源マップも作成されています。 ○地域の関係機関・団体のネットワーク化にも取り組まれています。定期的な連絡会、とまでは言えない状況です。ケース会議の開催等具体的な取組に期待します。		

Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ○嘉麻福祉ネットワーク、５ブロック地域包括システムに参加され、地域の福祉ニーズ把握に努められています。 ○災害等の福祉避難所施設利用に関する協定を結ばれるなど、施設機能の地域還元も図られていますが、地域住民に対する相談事業等はありません。例えば、地域の交流イベント時にアンケートを実施してニーズを把握するなど、施設の職員が積極的に地域に出向く取組を期待します。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○地域の子ども食堂への参画や青少年育成住民会議との連携など、地域貢献を図られており、民生委員の施設見学の受け入れなど、地元への理解も進められています。 ○福祉ニーズに対応した、活動についてはなされていますが、計画等で明示はされていないようです。また、子どもを取り巻く環境が複雑化してきており、施設の養育・支援のノウハウや専門的な情報は、今後さらに重要になると思われますので、地域に還元していく取組に期待します。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○茶話会や職員を交えたユニット会議にて、子どもの意見を尊重しています。職員は毎月「人権チェックリスト」を活用して、施設長との面談時に、日々の支援の振り返りを行っています。 ○面談を通して、状況の把握や評価を行う等、内容の充実に期待します。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<コメント> ○職員は、子どもの居室への入室時にはノックを行う、子どもに届いた手紙や案内文については、子どもと一緒に開封するなど、プライバシーに配慮しています。小規模化を導入しており、１人１部屋の個室が整備されています。子どものプライバシー保護についての姿勢や責務の明記、プライバシーに関する取組を保護者等に周知される事が必要です。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ○理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特徴、行事等の取組を紹介した写真入りでわかりやすいパワーポイントを作成しています。外部に発信する際には、子どものプライバシーに配慮した写真を用意しています。情報提供を行う内容に変更があれば、適宜見直しを行っています。 ○ホームページについては、今後法人全体で作成する方針があります。利用者がサービス利用の際に参考となるように、公共施設へのパンフレットの配置等、積極的な取組に期待します。		

31	Ⅲ－１－（２）－② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> ○施設における説明は「嘉麻学園の生活について」「入所にあったってのお願い」が作成されています。配慮が必要な保護者への情報提供には、ルビをふるなど工夫しています。 ○保護者の同意については、児童相談所と協同して、児童相談所から説明を行っています。		
32	Ⅲ－１－（２）－③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○施設を退所した後のフォローでは、高校３年生時に「ＮＰＯ法人そだちの樹」の自立体験プログラムに参加して、地域での生活の支援体制を構築できるよう取り組んでいます。 ○措置変更、地域、家庭への移行時には、児童相談所や退所先の関係機関と協議を重ねて連携を図って支援しています。 ○施設への情報提供が必要な場合には、これまでの養育・支援の継続性に配慮して、引継ぎ文書を定めておくことが必要です。 ○子どもや保護者に対しては、退所後の相談方法や窓口について、書面等で伝える必要があります。今後の取組に期待します。		
Ⅲ－１－（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○毎月の茶話会で子どもの意見を聴く機会があります。子どもたちの様子をみながら、高校生を対象に学校、お金、日常生活に関する検討会を開催して、バス通学やWi-Fiを設置して改善を行っています。 ○子どもたち全員に行事アンケートをとり、行事の企画を各棟の子どもたちが企画書、予算を立てています。今後は子どもたち主体の児童会を立ち上げて、満足の向上に向けて取り組む方針です。今後の更なる取組に期待します。		
Ⅲ－１－（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○組織として第三者委員会が設置され、苦情解決の仕組みが整備されています。保護者からの意見を受けた場合の手順や対応方法が文章で定められています。 ○内容や対応策解決結果については、パソコンのネットワーク上で記録され、職員に周知し、第三者委員会へも文章で報告しています。 ○子どもや保護者へ、苦情解決の仕組みについてわかりやすく説明した文書の配布、プライバシーに配慮したうえで、公表する取組が必要です。		
35	Ⅲ－１－（４）－② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<コメント> ○毎月の子どもからの聴き取り、茶話会にて意見や要望を伝える取組があります。子どもからの相談がある場合には、相談室を活用して意見を言いやすい環境を整備しています。 ○自分から意向を伝える事が苦手な子どもについては、子どもの特性や表情から、意向を汲み取って声かけを行い、気持ちや意見を話してもらえるよう配慮して支援しています。 ○意見を述べる際に複数の方法や相手を選べることをわかりやすく説明した文書を保護者や子どもに配布して周知する取組に期待します。		

36	Ⅲ―１―（４）―③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
＜コメント＞ ○子どもからの相談や意見については、月１回の聴き取りや茶話会、高校生を対象とした会議の場を設けて、改善できる事は職員会議で検討して対応しています。 ○相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順と対応策の検討について流れがマニュアルとして作成され、改善の為に会議の記録が整備され、職員間で共有されています。 ○マニュアルの定期的な見直しが必要な状況です。		
Ⅲ―１―（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ―１―（５）―① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
＜コメント＞ ○危機管理マニュアルが策定され、怪我や事故、地震土砂災害、不審者等対応について手順が定められています。子どもの行動やトラブル、事故、通院等については記録が整備され、児童相談所へ報告しています。 ○事故を受けて、職員会議にて栄養士から「調理時に気をつけること」の説明を行う等取組があります。ヒヤリハット、事故報告書を作成して、発生要因の分析、改善策、再発防止策について検討実施する場の充実が必要です。		
38	Ⅲ―１―（５）―② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ ○感染症対策について、本館と地域小規模児童養護施設での感染症対応マニュアルを策定しています。策定については、嘱託医と相談し医師の指示の元、社会情勢に合わせて適宜マニュアルの見直しと変更を行っています。 ○職員会議にて伝えて、パソコンのネットワークシステムでいつでも確認できるように取り組んでいます。 ○医療機関主催の感染症に関する研修会に年２回参加しています。看護師より、子どもたちに感染症で気を付けることを伝えていきます。 ○施設の水道の蛇口を非接触型に交換し、体温測定機、ウイルス除去空気清浄機等を各棟に設置して感染症予防に取り組んでいます。		
39	Ⅲ―１―（５）―③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
＜コメント＞ ○事業継続計画が策定され、風水害、台風時の送迎の対応手順、避難指示を含めて、訓練を行っています。 ○市と災害協定を締結し、心理棟、駐車場を開放する体制があります。 ○令和４年度から地域包括ケアシステム推進会議に参加し、地域の実情や災害時について連携しています。職員の安否確認の方法については、現在協議中であり、今後の取組に期待します。		

Ⅲ―２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ―２―（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ―２―（１）―① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
＜コメント＞ ○養育支援の実施方法が文書化され、子どもの尊重や権利擁護、プライバシーの保護に関わる姿勢が明示されています。標準的な実施方法については新人職員のＯＪＴやメンター・メンティ制度を導入し、中堅職員が指導しています。 ○標準的な実施方法の積極的な活用と、実施方法にもとづいて実施されているかを確認する仕組みの整備が必要です。		
41	Ⅲ―２―（１）―② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
＜コメント＞ ○標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や手順を定め、見直しの際には、職員や子どもたちの意見が反映されるようなＰＤＣＡサイクルによって、質に関する取組が組織的に行われるよう仕組みの整備が必要です。		
Ⅲ―２―（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ―２―（２）―① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画作成時には、子どもと保護者の意向を確認して、学校での状況や担任からの意見をもらい、担当者職員とメンターとで一緒に考えながら案を作成しています。出来上がった案をもとに、専門職、棟の職員、主任、施設長で検討を行っています。 ○施設長は職員の思いが先行しないよう、計画作成時には子どもの意向を大切にして作成できるように指導しています。 ○入所時の児童票をもとにアセスメントとしています。事前に把握していた心身・生活状況は実際と異なる場合もあるため、施設独自でのアセスメント票を作成して、評価、見直しを行う取組に期待します。		
43	Ⅲ―２―（２）―② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画の通りに養育支援が行われているかについては、主任が職員記載の日誌を確認して、各棟で話し合いながら検討しています。計画の見直し時期や参加職員、周知の手順が定められており、措置変更、家庭引き取りの場合には、関係機関とも協議し、自立支援計画を変更して支援しています。 ○自立支援計画に沿った養育・支援が日常の支援の中で、各棟での定着と充実に向けた取組に期待します。		
Ⅲ―２―（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ―２―（３）―① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
＜コメント＞ ○パソコンのネットワークシステムを導入し、子どもに関する養育支援の実施内容が記載され、職員間で情報共有できる仕組みが整備されています。記録の書き方については、新人研修にて、自分の思いや解釈ではなく、子どもとの対話を大切に、子どもの気持ちに着目して記入するよう指導しています。 ○主任は、朝礼時に記録を確認して、その都度書き方を指導しています。記録する職員で記録内容に差異が生じないように、記録要綱の作成等の取組に期待します。		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> ○入職時の新人研修で、個人情報保護の研修を行い、誓約書を取り交わしています。 ○USBの使用、携帯電話での写真撮影の禁止等の個人情報規定、情報開示規定が整備されていますが、保管、保存、廃棄について具体的な期間を定めて管理する取組が必要です。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<コメント> ○権利擁護に関するマニュアルが整備され、外部講師に依頼して研修会を開催して取り組んでいます。 ○早期発見のために、子どもとの月1回の面談や茶話会を開催しています。気になることがあれば、学校や保護者、児童相談所と連携しながら取り組んでいます。 ○子どもの思想・信教の自由については、本人の自己決定を尊重しています。 ○職員の価値観による差異や、各棟での支援の統一を図る取組に期待します。		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<コメント> ○権利や思いやりの気持ちについて理解を深められるよう、日常生活での出来事や、進路の方向性の相談等、子どもとの会話の中から、対話を大切に取り組んでいます。 ○子どもの年齢や状態に応じて、権利ノートやそれに代わる資料を用いて、色々な権利を有していること等を学べる機会を提供できるよう、今後の取組に期待します。		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<コメント> ○子どもの発達状況に応じて、子どもが知りたいという気持ちを尊重して、児童相談所と協議を重ね、子どもの生き立ちについて話す機会を設けて、職員間で情報共有しています。 ○子どもと一緒に幼少期の写真を見て振り返ったり、思い出の場所まで出かけたり、ライフストーリーワークに取り組んでいます。 ○児童相談所、心理士等の専門職と一緒に事実を伝えています。事実を伝えた後は、普段と違う様子があれば、本人の気持ちを共有して、声かけや見守る体制でフォローしています。		

A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
＜コメント＞ ○就業規則に厳正に処分を行う仕組みが整備されています。子どもたちには、職員の話し方や伝え方、居室入室の際のノックなど気になることがあれば伝えてほしい、外部にも話せる事を伝えています。 ○子どもたちからの声があがった際には、ユニット会議を開催して、職員と子どもで意見交換を行い、生活スタイルやニーズについて話し合いを行う機会を設けて取り組んでいます。 ○不適切な関わりの届出・通告制度については、口頭での説明を行っています。わかりやすく説明した資料を子どもたちに配布して周知する取組に期待します。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
＜コメント＞ ○入所前に子どもとの面談を行い、不安の軽減に努めています。子ども個人のタオルや靴箱、部屋の寝具等を用意して暖かく迎え入れるよう支援しています。入所以前の関係者との繋がりを継続できるよう、児童相談所と協議して取り組んでいます。 ○家庭復帰後や施設変更後も、定期的に電話連絡を行い、近況を把握して、施設の行事への参加の声かけを行い、必要に応じて支援しています。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
＜コメント＞ ○親子訓練室を活用して、一人暮らしの準備に向けて、運転免許の資格取得の取組や、買い物から行う調理実習、公共交通機関の利用訓練を行っています。退所後、勤務先から連絡が入り、生活が立ち行かなくなった状況を把握し、訪問して居室の片付けを一緒に行うなど、退所後の支援に取り組んでいます。 ○卒業生が正月や成人式に施設に立ち寄ったり、今年度より、施設のイベントに卒業生を呼んで、一緒に行事に参加してもらい、大学生活や自立生活のために必要な事を子どもたちに伝えてもらう取組があります。今後の継続した取組に期待します。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
＜コメント＞ ○子どもに行動上の問題があった場合や、子どもの悩みに対して、職員は子どもと向き合い、対話しています。 ○保護者にも話を聴き、子どもと保護者の心情に寄り添って支援しています。子どもが次に向かって進めるように支援を重ねています。 ○職員間や各棟での支援に差が生じないよう、共通して子どもを理解しようとする態度、子どもとの信頼関係の構築に期待します。		

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
〈コメント〉 ○生活の決まりは、朝起きる時間や朝食の時間、宿題、入浴のタイミングなど、子ども一人ひとりのペースや時間に合わせて柔軟なスケジュールとなっています。ランチの導入について、職員間で3食を食べる事、生活習慣の獲得等の基本を理解について協議を行い検討しています。 ○幼児には、寝る前に絵本の読み聞かせや、子どもが寝る前の時間に、部屋で話をする時間を作り、信頼関係を構築できるよう支援しています。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
〈コメント〉 ○子どもから歌やダンスの練習をしたいとの要望が上がり、保育室を開放した際には、子どもたちが主体となり、生活習慣の確立の約束事や使用のルールを作り、子ども自身が行うよう見守り支援しています。 ○大学受験のための公共交通機関の練習を繰り返し、当日は子どもを信じて見守る体制をとるなど、主体性を大切に支援しています。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
〈コメント〉 ○支援団体からのパソコンの寄付や、タブレットを導入しています。子どもたち同士で考えながら使用しています。 ○図書の寄贈の際には、子どもたちに欲しい本の希望を聴いて、子どもの年齢に合わせた本を選んでいきます。 ○職員はグラウンドで子どもたちとサッカーやバスケットを一緒に行い、遊びに関するニーズを把握しています。 ○子どもの発達保証のために、外部のボランティアなどの社会資源を活用するなどの取組に期待します。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
〈コメント〉 ○日常の生活の中で、掃除や洗濯、調理などを職員と子どもが一緒に行い、生活技術が身に付くように支援しています。 ○小遣いの使用については、4年生以上は公共交通機関の時刻の検索から、外出の計画を立てて、子どもだけで買い物に行けるように支援しています。 ○自転車の練習や学校までの、通学の練習を職員と行い、交通ルールを教え、危険個所については改善しています。 ○携帯電話の使用については、利用規約を作成して、個人情報や写真、SNSの使用などについて正しい知識を身に付けるよう支援しています。 ○今年度の取組として、地域の子ども食堂の運営に子どもと一緒に参加して、地域社会への参加を図る機会を設けました。今後の継続した取組に期待します。		

A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
＜コメント＞ ○年２回、子どもの嗜好調査を実施しています。学校からの便りに調理のメニュー紹介があり、子どもたちと一緒に調理実習を行い、月１回は夕食の献立を考え、買い物から行って、食生活の習得に向けて支援しています。 ○食物アレルギーを持つ子どもには、アレルギー除去を行い、代替品を用意するなど配慮しています。 ○栄養士が、各棟の食事時間に訪問して、子どもたちにマナーを教えて指導しています。		
A—2—（３）衣生活		
A⑬	A—2—（３）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
＜コメント＞ ○衣類は名前を記入せずに、子ども達が自己管理できるように衣替えや衣類の整理、洗濯やアイロンがけをリビングなど、生活場面でを行い、衣習慣を習得できるよう支援しています。 ○入学式や卒業式に着たい洋服やランドセルを自身で選んでいます。 ○中高生は土日に職員と一緒にショッピングモールに出かけて、予算に応じて衣類を購入しています。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
＜コメント＞ ○小規模ユニット制を導入し、個室を基本としています。リビングには季節の装飾や児童図書や漫画を設置しています。 ○令和３年に地域小規模児童養護施設を開設し、進学を希望する高校生児童が生活しています。 ○リビングは家庭的な雰囲気、ソファやテレビが設置され、安心を感じられる場所となっています。 ○発達状況や子どもの状況に応じて、居室の掃除の声かけを行い、一緒に片付けを行い、関わりを持ちながら支援しています。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
＜コメント＞ ○２カ月に１回身長、体重測定を実施、予防接種の記録を整備しています。 ○受診や服薬が必要な子どもには、症状について本人と話しをして、受診に繋げ、通院時の付添を行っています。 ○内服について、処方箋を見ながら子どもに薬の効果や副作用について説明を行っています。 ○看護師、栄養士、心理士とで情報共有を行う機会を月１回設けています。 ○職員間で医療や健康に関して学習する機会を設けて、知識を深める取組に期待します。		

A—2—（６）性に関する教育		
A⑯	A—2—（６）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<コメント> ○中高生にはその都度、距離感について伝え、疑問や不安に答えています。 ○性についての正しい知識を得られるよう発達状況に応じたカリキュラムや外部講師を招くなど、学習会を設けて支援する取組が必要です。		
A—2—（７）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（７）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<コメント> ○行動上の問題や気になる行動については、心理士から職員へアドバイスが行われています。問題の要因を分析して、医療機関や児童相談所との協議を重ねて支援しています。 ○各棟や職員の経験に差が生じている状況があります。行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるよう取組が必要です。		
A⑱	A—2—（７）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<コメント> ○ケアニーズの高い棟を設置し、部屋割りに関する話し合いを行い、経験のある職員配置としています。 ○子ども間のいじめや暴力、性に関する問題については、問題行動報告書を作成して、施設長が中心となり解決に向けて取り組んでいます。その都度、児童相談所へ報告を行い、連携して支援しています。		
A—2—（８）心理的ケア		
A⑲	A—2—（８）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<コメント> ○子どもの生活状況を把握して、心理的ケアが必要な子どもを医療に繋いだり、手帳の取得の検討や、今後の方向性の検討のため、児童相談所の心理士の心理判定を職員と協議して取り組んでいます。 ○心理的支援の実施は、子どもの自立支援計画に基づき、定期的を実施しています。職員と子どもの関係性や支援方法で相談が上がり、職員にアドバイスしています。 ○組織としてスーパービジョンを受ける体制の整備と、保護者への助言者指導については今後の取組に期待します。		
A—2—（９）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（９）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> ○子どもの基礎学力向上を目的に職業指導職員を１名配置して、高校、大学進学を目標に力を入れて取り組んでいます。 ○基礎学力向上のために、前学年の学習内容に戻って、ゲーム感覚、動画を取入れた教材を導入し、苦手意識を持たないよう支援しています。 ○学校からの連絡帳で、その日の出来事や頑張ったこと、学習面でフォローして欲しいことが記載されており、細かい情報を拾い上げて、それぞれの子どもに応じて支援しています。 ○進学校に通う子どもや国公立大学に合格する子どもが増えています。		

A ㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<コメント> ○職業指導員が中心となり、情報収集や分析を行い、子どもが取捨選択できるよう支援しています。すぐにお金を得たいと、就職希望する子どもに対して、学生生活シュミレーションとして、給与・生活費など具体的な金額の資料を作成して選択肢を提示しながら、進学について話を行っています。 ○進学資金に乏しく、経済観念や生活習慣が不安定な子どもを措置延長して支援しています。 ○不登校となった子どもの支援方法については、現在模索中です。個々の状況に応じて、フォローできる体制づくりの取組に期待します。		
A ㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<コメント> ○高校でアルバイト許可が出ている場合には、アルバイトや資格取得を推奨しています。 ○アルバイトでの就労経験から社会人としてのルールや仕組みを学べるようフォローしています。 ○職場実習や職場体験については、協力事業主、就労支援施設を開拓中です。今後の取組に期待します。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<コメント> ○外泊、一時帰宅では帰宅後の様子を確認し、児童相談所とも連携して支援しています。 ○家庭支援専門員が配置され、担当職員と役割分担を決めて、家族関係調整に施設全体で取り組んでいます。 ○アルバイト開始時、携帯契約時には事前に相談を行い、通院の連絡、子どものケースに応じて学校行事の案内、子どもの日頃の様子を伝えて信頼関係づくりに取り組んでいます。 ○家族からの相談に応じる体制の整備など今後のさらなる取組に期待します。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント> ○家族の絆再生事業を通して、児童相談所と協議しながら面会、外泊を増やして関係性が構築できるように支援しています。 ○感染症の課題があり、親子訓練室の利用ができていない状況です。親子療法事業の実施を通して、家族との関係性の修復、養育力の向上への取組に期待します。		